

## 豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要領

### 1. 目的

本要領は、豊中市が実施する豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務（以下「モデル事業」という。）を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

### 2. 業務の名称及び概要

#### (1) 事業名

豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 受託予定施設

- ・ 1 施設
- ・ 市内で未就園児の実人数が多い市北東部付近（北丘小学校区、東丘小学校区、西丘小学校区、新田小学校区、南丘小学校区、新田南小学校区、東泉丘小学校区）に所在する認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業施設、家庭的保育事業施設、事業所内事業施設のいずれかの施設
- ・ 一時預かり事業（一般型）を実施している施設
- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども双方の受入れを行っている施設が望ましい

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで（準備期間含む）

#### (5) 業務委託提案上限額

5,845,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※委託契約額は、提案額以上の金額にならないため、費用積算にあたって留意すること。

※利用料については市の収入として納付を求めため、留意すること。

### 3. 参加資格

本件に参加できるものは、本要領2（3）に掲げる施設を運営するもののうち、当該事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の（1）～（5）をすべて満たしていることを要件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 本市内において、本要領2（3）に掲げる施設を設置・運営している者
- (3) 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、豊中市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

#### 4. スケジュール

内 容	日 時
公募開始	令和5年（2023年）6月26日（月）
質問書の提出期限	令和5年（2023年）7月7日（金）
質問書に対する回答予定日	令和5年（2023年）7月11日（火）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和5年（2023年）7月18日（火）
書類審査 ※提案者が4者以上の場合に実施	令和5年（2023年）7月21日（金）
面接審査	令和5年（2023年）7月25日（火）
審査結果の通知	令和5年（2023年）7月末
委託契約の締結	令和5年（2023年）8月初旬

#### 5. 質問および回答

##### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成および提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価および審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は受けつけない。また、電話およびファックスでの質疑応答は行わない。

##### (2) 質問および回答の方法

- ア 様式 質問書（様式1）を使用すること
- イ 提出先 本要領12に掲げる担当課
- ウ 提出方法 電子メールで提出することとし、複数回にならないようにまとめて提出すること。
- エ 提出期限 令和5年（2023年）7月7日（金）17時（締切厳守）
- オ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年（2023年）7月11日（火）中に豊中市ホームページに掲載する。

## 6. 参加表明書および企画提案書の提出

### (1) 提出書類および提出方法

次により書類を提出すること。

ア 提出期限 令和5年(2023年)7月18日(火)17時(締切厳守)

イ 提出先 本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法 持参または郵送(提出期限内必着)

エ 提出書類

書 類		様 式	必要数
1	参加表明書	様式2	1部
2	企画提案書 ※1	様式3	6部
3	団体概要(法人概要等)		1部
4	暴力団排除に係る誓約書	様式4	1部
5	定款または寄付行為の写し ※2		1部
6	履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)		1部

※1 添付資料も含め6部提出

※2 法人格を有しない場合は運営規約等の写し

### (2) 企画提案の内容

企画提案書は、次の項目について簡潔に記載すること。なお、企画提案書の記載内容により参加者の提案内容や業務理解度などを判断するが、本プロポーザルによる受託候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

ア モデル事業の実施計画

モデル事業に係る預かり時間および預かり人数について記載すること。なお、預かり時間および預かり人数については、施設における人員配置および設備基準をもとに実現可能なものを精査のうえ記載すること。

イ モデル事業の実施方針

モデル事業を実施することによる効果や課題、事業の実施に対する考え方について詳細に記載すること。

ウ 子育て支援事業の実績

施設において、子育て支援にかかる事業を独自に行っている場合、その内容(定員や利用者の募集・選定方法、利用料金を含む)や事業実績について詳細に記載すること。なお、応募施設で実施している事業のみを記載すること。

エ 職員が受講済みもしくは受講予定の研修等

モデル事業の実施に当たり、担当職員に既に受講しているもしくは受講している予定の研修等について、その目的と内容について記載すること。(市主催の子育て支援研修等に参加可)

## 7. 審査

### (1) 審査方法

豊中市保育所等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、(2) 評価項目および配点表に基づき書面審査（応募者が4者以上の場合のみ）及び面接審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

### (2) 評価項目および採点

評価対象	評価項目	配点
企画提案書等	モデル事業の実施計画	30
	モデル事業の実施方針	40
	子育て支援事業の実績	20
	経費積算内容の妥当性	10
総合評価点		100

## 8. 受託候補者の決定

### (1) 選定方法

審査委員会において審査し、全委員の評価点の合計が満点（100点×審査委員数）の6割以上の者で、評価点の合計が最も高く優れていると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、本要領7（2）に示す評価項目のうち「モデル事業の実施方針」の合計が最も高い者を受託候補者とする。

### (2) 受託候補者の決定通知

受託候補者として選定した者および選定しなかった者に対し、結果通知書により通知するものとする。

## 9. 企画提案書等の無効および参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 10. 契約

受託候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

## 11. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリングや検討会への参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成に当たって、必要に応じて、参考書類を添付しても差し支えない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、事業者が無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査および説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (7) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (8) 評価結果等についての電話等での問い合わせには応じない。

## 12. 担当課

豊中市こども未来部こども事業課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2255 FAX : 06-6854-9533

E-mail : kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp